

公益財団法人竹田市文化振興財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人竹田市文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県竹田市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、竹田市総合文化ホール・グランツたけた（以下「ホール」という。）を拠点として、竹田市民の多彩な文化芸術活動、人々の交流、生涯学習を通じて、竹田市の魅力を高め、内外に向けて発信し、まちを活性化させる「まちづくりの拠点」として地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 ホールは、災害を乗り越え希望に満ちた新たな一步を踏み出す「新竹田ルネサンス」の象徴である。未来を担う子どもたちの豊かな人間形成の場として、また竹田市民が誇りうる場として、その思いを後世に引き継いでいく。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ホールの管理運営事業
- (2) ホールを拠点とした文化芸術振興事業
- (3) 竹田市の魅力を内外に情報発信する事業
- (4) 竹田市の地域活性化を図るための事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、大分県において行うものとする。

(収益目的事業)

第5条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の収益目的事業を行う。

- (1) 公益目的事業以外の施設提供事業
- (2) 物品販売及び飲食の提供事業
- (3) その他公益目的事業の推進に資する事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者は、この法人の設立に際して、別表第1の財産を拠出する。

(財産の種類)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、別表第1の財産及びこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を得なければならない。

5 その他の財産の中に、この法人が実施する事業に充てるため、竹田市文化振興財団事業基金（以下「事業基金」という。）を設けることができる。

6 事業基金の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事長が理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

5 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに大分県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号から第6号までの書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号、第3項各号に掲げる書類等は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第22条第1項の規定に基づき、毎事業年度の経過後3箇月以内に大分県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会及び評議員会において、特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第7条第4項及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算に定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとする場合も、

前条と同様とする。

第4章 評議員

(定数)

第15条 この法人には、評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員代表とする。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記しなければならない。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬及び費用)

第18条 評議員は、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、

報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度の経過後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集等)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集する場合には、理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面をもって通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員代表がこれにあたる。

2 評議員代表が欠けた場合又は評議員代表に事故があるときは、出席した評議員の互選により議長を選出する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

3 第1項の規定にかかわらず、基本財産の処分又は除外の承認は、評議員現在数の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、その事項について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意

思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 6 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人の1人以上が記名押印する。
3 第1項の規定より作成した議事録は、主たる事務所にその評議員会の日から10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
(2) 監事2名以内
2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長とする。
3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても同様とする。
5 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し遅滞なくその旨を大分県知事に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
(2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
(3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
(4) その他法令上の権限を行使すること。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の

状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬及び費用)

第32条 理事及び監事に対して、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第34条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合において生じた損害の賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、理事(業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。)又は監事との間に、善意でかつ重大な過失がない場合において生じた損害の賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受

- (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更又は廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
- 3 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(招集等)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けた場合の議長は、あらかじめ理事会で定めた順序により、副理事長がこれにあたる。
- 3 理事長及び副理事長が欠けた場合又は理事長及び副理事長に事故があるときの議長は、出席した理事の互選により選任する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第28条第4項の報告についてはこの限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録署名人は、当該理事会に出席した理事長及び監事とし、議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第5条及び第16条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するもの

とする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 この法人は、公開で開かれた活動を維持するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、館長及び事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 館長及び事務局長並びにその他重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織とその運営に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、法人法第163条に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立時評議員は、別紙評議員名簿（別表第2）のとおりとする。

3 この法人の最初の評議員代表は首藤勝次とする。

4 この法人の設立時の理事及び監事は、別紙役員名簿（別表第3）のとおりとする。

5 この法人の最初の理事長（代表理事）は藤原恵洋とし、最初の副理事長（業務執行理事）は山蔭政伸とする。

6 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

竹田市 大分県竹田市大字会々1650番地

7 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

以上のとおり、一般財団法人竹田市文化振興財団設立のため、設立者竹田市の定款作成代理人司法書士小倉剛は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年2月1日

設立者 竹田市 市長 首藤 勝次

上記設立者の定款作成代理人 司法書士 小倉 剛

附則
改正後の定款は、認定法第4条に基づく公益認定を受けた日（令和4年4月1日）から施行する。

別表第1 拠出した財産（第5条関係）

財産種別	金額
定期預金	金1,000万円

別表第2 附則2項関係

評議員名簿

氏名	
評議員代表	首藤 勝次
評議員	加藤 和子
評議員	小手川 大助
評議員	佐藤 文男
評議員	吉野 一彦

別表第3 附則4項関係

役員名簿

職名	氏名
理事 理事長（代表理事）	藤原 恵洋
理事 副理事長（業務執行理事）	山蔭 政伸
理事	衛藤 勝也
理事	大久保 彰子
理事	小代 京子
理事	小出 六十志
理事	兒玉 誠三
理事	古森 佳代
理事	田部 朋二
理事	姫野 武俊
監事	荒巻 真彦